

自動車リサイクル法 解体業・破砕業 新規許可申請要領

令和 8 年 4 月

1～3 ページ	申請要領
4～5 ページ	新規許可申請に必要な提出書類一覧
6 ページ	変更届出に必要な提出書類一覧
7～12 ページ	記載例（解体業許可申請書）

姫 路 市

許可申請書の提出先

〒670-8501
姫路市安田四丁目1番地（東館3階）
姫路市農林水産環境局美化部廃棄物対策課
電 話 （079）221-2405
F a x （079）221-2954

1 申請しようとする人は次の事項を確認してください。

- (1) 使用済自動車の再資源化等に関する法律（以下「自動車リサイクル法」といいます。）及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」といいます。）を熟知すること。
- (2) 施設に係る基準（囲い、床面の鉄筋コンクリート造、屋根等、油水分離装置等の設置）や使用済自動車等の保管基準（保管の高さ等）を遵守すること。
- (3) 自動車リサイクル法に定める「欠格要件」に該当しないこと。

欠格要件（自動車リサイクル法第62条第1項第2号）

許可を受けようとする者が次のいずれかに該当する場合は許可されません。

- イ 精神の機能の障害により業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ロ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- ハ 自動車リサイクル法、廃棄物処理法、浄化槽法、大気汚染防止法、騒音規制法、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律、水質汚濁防止法、悪臭防止法、振動規制法、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律、ダイオキシン類対策特別措置法、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（第32条の3第7項及び第32条の11第1項を除く。）の規定に違反し、又は刑法第204条（傷害罪）、第206条（傷害幫助罪）、第208号（暴行罪）、第208条の2（凶器準備集合・結集罪）、第222条（脅迫罪）若しくは第247条（背任罪）の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- ニ 第66条（第72条において読み替えて準用する場合を含む。）、廃棄物処理法第7条の4若しくは第14条の3の2（第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第41条第2項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合には、当該取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員であった者で当該取消しの日から5年を経過しないものを含む。）
- ホ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者。
- ヘ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）
- ト 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合には、その役員を含む。）がイからへまでのいずれかに該当するもの
- チ 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちにイからへまでのいずれかに該当する者のあるもの
- リ 法人で暴力団員等がその事業活動を支配するもの
- ヌ 個人で政令で定める使用人のうちにイからへまでのいずれかに該当する者のあるもの

- ※ 役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含みます。
- ※ 政令で定める使用人とは、申請者の使用人で次に掲げるものの代表者であるものをいいます。
- ① 本店又は支店（商人以外の者にあつては、主たる事務所又は従たる事務所）
 - ② 継続的に業務を行なうことができる施設を有する場所で、解体業又は破砕業に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの

2 姫路市廃棄物処理施設等の設置等に係る手続の適正化並びに紛争の予防及び調整に関する条例について

姫路市では、平成27年10月から「姫路市廃棄物処理施設等の設置等に係る手続の適正化並びに紛争の予防及び調整に関する条例」を施行しています。解体業（又は破砕業）の新規許可申請の手続を行おうとするときは、条例に基づく事前手続が必要ですので、事前に当課までご相談ください。

3 申請手続について

- (1) 記載例や提出書類一覧表を参考に申請書類を作成してください。
- (2) 「解体業許可申請書」（破砕業の場合は、「破砕業許可申請書」）に必要な書類（4～5ページの「新規許可申請に必要な提出書類一覧」を参照）を添付のうえ、正本1部、副本1部を直接窓口へご持参ください。
- (3) 申請書等は別紙様式集を使用してください。
- (4) 担当者が不在の場合もありますので、事前にご連絡の上、お越しください。

4 申請手数料（令和8年4月1日現在）

業 の 区 分	新 規 許 可	更 新 許 可	変 更 許 可
解 体 業	78,000円	70,000円	67,000円
破 砕 業	84,000円	77,000円	

【午後3時まで】申請時にお渡しする納付書により三井住友銀行姫路市役所出張所（姫路市役所本館1階）で納付してください。

【午後3時以降】申請時に現金で納付してください。

5 変更（廃止）届出について

許可申請書に記載した事項に変更があったときは、「解体業変更届出書」（破砕業の場合は、「破砕業変更届出書」）に、「誓約書」と変更した事項ごとに必要な書類（6ページの「変更届出に必要な提出書類一覧」を参照。）を添えて、変更があった日から30日以内に提出してください。

また、廃止の場合は「解体業廃止届出書」（破砕業の場合は、「破砕業廃止届出書」）を廃止の日から30日以内に提出してください。

6 その他

(2) 解体業及び破砕業の許可の有効期間は許可の日から5年間です。

(2) 許可を受けた後、電子マニフェスト制度による移動報告等の実施のために、解体業者又は破砕業者としてそれぞれに自動車リサイクルシステムへの事業者登録が別途必要となります。登録申込みは「公益財団法人自動車リサイクル促進センター」が受付します。事業者登録申込書は公益財団法人自動車リサイクル促進センターのホームページで入手可能です。詳しくは、下記へお問い合わせください。

（事業者登録申込書類郵送先・お問い合わせ先）

公益財団法人自動車リサイクル促進センター

電 話 （050）3786－7755

〒105－8691 東京都芝郵便局 私書箱第8号

公益財団法人 自動車リサイクル促進センター 業者登録グループ

(新規許可申請に必要な提出書類)

(1) 解体業または破砕業の許可申請書

新規許可申請書（記載事項）	解体業	破砕業
① 事業の範囲	—	○
② 事業場の名称・所在地	○	○
③ 事業の用に供する施設の概要	○	○
④ 施設について産業廃棄物処理施設設置の許可を受けている場合は、その許可番号・許可年月日	—	△
⑤ 他に解体業又は破砕業の許可を有している場合は、その許可番号（申請中の場合は申請年月日）	△	△
⑥ 他に廃棄物処理法に基づく産業廃棄物処理業の許可を有している場合は、その許可番号（申請中の場合は申請年月日）	△	△
⑦ 事業を行おうとする事業所以外の場合で <u>使用済自動車又は解体自動車</u> の積替え又は保管を行う場合は、当該場所の所在地、面積及び保管量の上限（※ 破砕業の場合は解体自動車又は自動車破砕残さ）	△	△
⑧ 役員の氏名・住所（申請者が法人の場合）	△	△
⑨ 本店若しくは支店又は事業所の代表者（政令で定める使用人）がいる場合、その者の氏名・住所	△	△
⑩ 法定代理人の氏名・住所等（申請者が未成年者である場合） ・ 法定代理人が個人の場合は、その法定代理人の住所及び氏名 ・ 法定代理人が法人の場合は、その法定代理人の名称及び住所並びにその代表者と役員の氏名	△	△
⑪ 発行済株式総数又は出資の額の 100 分の 5 以上を占める者の氏名又は名称・住所（申請者が法人の場合）	△	△
⑫ 標準作業書の記載事項（※標準作業書の該当ページ番号を記入してください。）	○	○

注：それぞれの記載事項については、表右側の業種にあった記号を参考にしてください。

○：必ず記載する事項

△：記載事項に該当する場合

※上記の許可申請書と次ページに記載している添付書類と合わせて提出してください。

(2) 許可申請書に添付する書類

	新規許可申請書に添付する書類
☐	(1) 事業を行おうとする事業所の施設（積替え又は保管の場所を含む。）の構造を明らかにする図面（平面図・立面図・断面図・構造図）、設計計算書、付近の見取図
☐	(2) (1)に掲げる施設の所有権（又は使用権原）を証する書類 ・施設がある場所の公図 ・施設がある土地及び建物の登記事項証明書 ・施設の購入契約書の写し等 ・貸借契約書又は使用承諾書の写し等（土地及び建物を借りている場合）
☐	(3) 事業計画書
☐	(4) 収支見積書
☐	(5) 法人（申請者）の定款又は寄附行為（申請者が法人である場合）
☐	(6) 法人の登記事項証明書（申請者・株主・出資者又は法定代理人が法人の場合）
☐	(7) ・住民票の写し（<u>本籍地・筆頭者記載</u>のもの（外国人にあっては国籍・地域記載のもの）で、マイナンバーが記載されていないもの） ・成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書 （精神の機能の障害に関する医師の診断書等でも代用可能です。） ※申請者、法人の役員、政令使用人、法定代理人（法定代理人が法人の場合は、その役員も含む。）及び 5/100 以上を占める株主又は出資者（申請書の⑧⑨⑩⑪に記載した者）全員分の提出が必要です。
☐	(8) 欠格要件に該当しないことを誓約する誓約書
☐	(9) 標準作業書

※公図、登記事項証明書、住民票等の公的文書は、申請日より3か月前までに取得したものを提出してください。

(変更届出に必要な提出書類一覧)

「解体業変更届出書」(破砕業の場合は「破砕業変更届出書」)に、「誓約書」と変更した事項ごとに以下の必要な書類を添えて提出してください。

変更内容	添付書類
① 申請者(個人)の氏名・住所	・住民票の写し(本籍地・筆頭者記載のもの(外国人にあっては国籍・地域記載のもの)で、マイナンバーが記載されていないもの) ・成年被後見人、被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書
② 申請者(法人)の名称・所在地・代表者の氏名	法人の定款又は寄附行為及び登記事項証明書
③ 事業所の名称・所在地 ※ 施設の設置又は変更を伴う変更届を行う場合は、「姫路市廃棄物処理施設等の設置等に係る手続の適正化並びに紛争の予防及び調整に関する条例」の手続を行っていただく必要があります。	所在地の変更の場合のみ、以下の添付書類が必要です。 ・変更する事業所の施設の構造を明らかにする図面(平面図・立面図・断面図・構造図)、設計計算書、付近の見取図 ・変更する施設の所有権(又は使用権原)を証する書類 ※ 公図、土地及び建物の登記事項証明書、貸借契約書又は購入契約書の写し等
④ 法人の役員	・住民票の写し(本籍地・筆頭者記載のもの(外国人にあっては国籍・地域記載のもの)で、マイナンバーが記載されていないもの) ・成年被後見人、被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書 ・法人の登記事項証明書
⑤ 本店若しくは支店又は事業所の代表者(政令で定める使用人)	・住民票の写し(本籍地・筆頭者記載のもの(外国人にあっては国籍・地域記載のもの)で、マイナンバーが記載されていないもの) ・成年被後見人、被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書
⑥ 申請者が未成年者であり、かつ、法定代理人が個人の場合	・住民票の写し(本籍地・筆頭者記載のもの(外国人にあっては国籍・地域記載のもの)で、マイナンバーが記載されていないもの) ・成年被後見人、被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書
⑦ 申請者が未成年者であり、かつ、法定代理人が法人の場合	・法人の登記事項証明書 ・役員の住民票の写し(本籍地・筆頭者記載のもの(外国人にあっては国籍・地域記載のもの)で、マイナンバーが記載されていないもの) ・役員の成年被後見人、被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書
⑧ 発行済株式総数又は出資の額の100分の5以上を占める者	・変更のあった株主の株式数又は出資者の出資金額を記載した書類 ・住民票の写し(本籍地・筆頭者記載のもの(外国人にあっては国籍・地域記載のもの)で、マイナンバーが記載されていないもの) ・成年被後見人、被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書(個人が株主の場合) ・法人の登記事項証明書(法人が株主の場合)
⑨ 事業の用に供する施設の概要 ※ 施設の設置又は変更を伴う変更届を行う場合は、「姫路市廃棄物処理施設等の設置等に係る手続の適正化並びに紛争の予防及び調整に関する条例」の手続を行っていただく必要があります。	・変更のあった施設の構造を明らかにする図面(平面図・立面図・断面図・構造図)、設計計算書、付近の見取図 ・変更のあった施設の所有権(又は使用権原)を証する書類 ※ 公図、土地及び建物の登記事項証明書、貸借契約書又は購入契約書の写し等
⑩ 標準作業書の記載事項	標準作業書
⑪ 現許可証の写し(許可証の書換えを伴う場合のみ)	

※ 住民票の写し及び成年被後見人、被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書は、新たに就任した者がいる場合にのみ、添付していただければ結構です。

また、成年被後見人、被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書については、精神の機能の障害に関する医師の診断書等でも代用可能です。